

議案第 68 号

渋川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

渋川市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を提出して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に準じた改正をしようとするものである。

渋川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は_____、別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>